告する事故等調査の経過の案を記載した書面（当該事故等調査により判明した事実に関する部分に限る。）	
2　意見聴取会において公述しようとする者は、意見聴取会開催前に、前項各号に定める書面を、前条第一項の規定により委員会が公示する場所において閲覧することができる。	2　意見聴取会において公述しようとする者は、意見聴取会開催前に、前項に規定する事故等調査に関する報告書の案を、前条第一項の委員会が公示する場所において閲覧することができる。

附　則

この規則は、令和二年六月十八日から施行する。